

旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第54号

旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則(昭和34年佐賀県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>(承認申請書)</p> <p>第2条の2</p> <p>規則第2条第1項の規定により提出する承認申請書は、<u>別記様式第1号の2</u>又は<u>別記様式第1号の3</u>による。</p> <p><u>2</u> 規則第3条第1項の規定により提出する承認申請書は、<u>別記様式第1号の4</u>による。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当することの有無(有・無)</td></tr><tr><td>旅館業の施設</td><td>略</td></tr></table> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4</u> 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証す</p>	旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当することの有無(有・無)		旅館業の施設	略	<p>(承認申請書)</p> <p>第2条の2 <u>規則第1条の3の規定により提出する承認申請書は、別記様式第1号の2による。</u></p> <p><u>2</u> 規則第2条第1項の規定により提出する承認申請書は、<u>別記様式第1号の3</u>又は<u>別記様式第1号の4</u>による。</p> <p><u>3</u> 規則第3条第1項の規定により提出する承認申請書は、<u>別記様式第1号の5</u>による。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>旅館業の施設</td><td>略</td></tr></table> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 略</p>	旅館業の施設	略
旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当することの有無(有・無)							
旅館業の施設	略						
旅館業の施設	略						

改正前	改正後
<p>る書類</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「営業の種別」、「旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無」、「構造」、「敷地面積」、「客室」、「浴室」、「脱衣室」、「洗面所」、「便所」、「調理場」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>3 <u>旅館業法施行規則第1条第2項ただし書の規定に該当する場合は、旅館業の施設の平面図、立面図及び建物配置図の添付を省略することができる。</u></p> <p>4・5 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p>注 1 略</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

様式第1号の次に次の1様式を加える。

佐賀県証紙欄

譲渡による旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
(譲受人) 住 所

(ふりがな)

氏 名
電 話

年 月 日生

申請者
(譲渡人) 住 所

(ふりがな)

氏 名
電 話

年 月 日生

(法人にあっては、その名称、事務所所在地、
代表者の氏名及び生年月日並びに電話番号)

次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

譲渡人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲渡予定年月日	年 月 日	
旅館業の施設	名 称	
	所 在 地	
旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無(有・無)		
該当する場合は、その内容		

添付書類

- 1 旅館業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 注 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報、旅館業の営業者の地位の承継に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>様式第1号の2（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p>次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。</p> <table border="1" data-bbox="248 475 1122 683"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="248 735 1122 778"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>	略	旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）	略	略	<p>様式第1号の3（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p>次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1167 475 2051 683"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1167 735 2051 778"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>	略	旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）	略	略
略									
旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）									
略									
略									
略									
旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）									
略									
略									
<p>様式第1号の3（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p>次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。</p> <table border="1" data-bbox="248 1054 1122 1262"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="248 1315 1122 1358"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）	略	略	<p>様式第1号の4（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p>次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1054 2051 1262"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1167 1315 2051 1358"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）	略	略
略									
旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）									
略									
略									
略									
旅館業法第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項第6号から第8号までのいずれかに該当することの有無（有・無）									
略									
略									

改正前							改正後						
(裏面)							(裏面)						
略							略						
様式第1号の4 (第2条の2関係)							様式第1号の5 (第2条の2関係)						
略							略						
次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。							次のとおり営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により申請します。						
略							略						
旅館業法第3条の3第3項において準用する同法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無 (有・無)							旅館業法第3条の4第3項において準用する同法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無 (有・無)						
略							略						
略							略						
略							略						
(裏面)							(裏面)						
略							略						
様式第4号 (第4条関係)							様式第4号 (第6条関係)						
宿泊者名簿 (旅館・ホテル又は簡易宿所)							宿泊者名簿 (旅館・ホテル又は簡易宿所)						
室名	到着日時 出発日時	前夜宿泊地 行先地	住 所	氏名年齢	職 業	備 考	室名	到着日時 出発日時	前夜宿泊地 行先地	住 所	氏名年齢	連絡先	備 考
	着	から						着	から				
	発	へ		歳				発	へ		歳		
	着	から		歳				着	から		歳		

改正前							改正後						
	発	～						発	～				
	着	から						着	から				
	発	～			歳			発	～			歳	
(注) 1・2 略 3 団体宿泊の場合は、その団体名、責任者の住所、氏名、 <u>職業</u> 及び人員数を記載して他の者は省略することができる。							(注) 1・2 略 3 団体宿泊の場合は、その団体名、責任者の住所、氏名、 <u>連絡先</u> 及び人員数を記載して他の者は省略することができる。						
様式第5号(第5条関係) 宿泊者名簿(下宿)							様式第5号(第6条関係) 宿泊者名簿(下宿)						
室名	下宿年月日 転出年月日	本籍	氏名 年齢	職業、勤務先	家族連絡先住所 氏名	備考	室名	下宿年月日 転出年月日	本籍	氏名 年齢	連絡先、勤務先	家族連絡先住所 氏名	備考
	から		歳					から		歳			
	まで		歳					まで		歳			
	から		歳					から		歳			
	まで		歳					まで		歳			
	から		歳					から		歳			
	まで		歳					まで		歳			
(注) 略							(注) 略						

(公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則(昭和23年佐賀県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
<p>第 2 条の 2</p> <p>規則第 2 条第 1 項に規定する届書は、相続による公衆浴場営業承継届（<u>様式第 2 号</u>）によるものとする。</p> <p><u>2</u> 規則第 3 条第 1 項に規定する届書は、合併による公衆浴場営業承継届（<u>様式第 3 号</u>）によるものとする。</p> <p><u>3</u> 規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する届書は、分割による公衆浴場営業承継届（<u>様式第 4 号</u>）によるものとする。</p> <p>第 3 条 規則第 4 条の規定による変更の届出は、公衆浴場営業許可申請書（営業承継届）記載事項変更届（<u>様式第 5 号</u>）により行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第 4 条 規則第 4 条の規定による営業の停止又は廃止の届出は、公衆浴場営業停止・廃止届（<u>様式第 6 号</u>）により行わなければならない。</p> <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="248 1034 1128 1241"> <tr> <td colspan="2">公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定に該当することの有無（有・無）</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1～5 略</p> <p><u>6 公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定の適用を受け</u></p>	公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定に該当することの有無（有・無）		公衆浴場の名称	略	略		<p>第 2 条の 2 <u>規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する届書は、譲渡による公衆浴場営業承継届（様式第 2 号）によるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 規則第 2 条第 1 項に規定する届書は、相続による公衆浴場営業承継届（<u>様式第 3 号</u>）によるものとする。</p> <p><u>3</u> 規則第 3 条第 1 項に規定する届書は、合併による公衆浴場営業承継届（<u>様式第 4 号</u>）によるものとする。</p> <p><u>4</u> 規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する届書は、分割による公衆浴場営業承継届（<u>様式第 5 号</u>）によるものとする。</p> <p>第 3 条 規則第 4 条の規定による変更の届出は、公衆浴場営業許可申請書（営業承継届）記載事項変更届（<u>様式第 6 号</u>）により行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第 4 条 規則第 4 条の規定による営業の停止又は廃止の届出は、公衆浴場営業停止・廃止届（<u>様式第 7 号</u>）により行わなければならない。</p> <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1173 1034 2051 1241"> <tr> <td>公衆浴場の名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1～5 略</p>	公衆浴場の名称	略	略	
公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定に該当することの有無（有・無）											
公衆浴場の名称	略										
略											
公衆浴場の名称	略										
略											

改正前	改正後
<p>る場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>注 1 <u>公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定に該当する場合は、「公衆浴場の種類」、「営業施設の構造設備」、「工事着工（予定）年月日」、「工事完了（予定）年月日」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p><u>2・3</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>	<p>注</p> <p style="text-align: center;"><u>1・2</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>

様式第1号の次に次の1様式を加える。

譲渡による公衆浴場営業承継届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所
 (ふりがな)
 氏 名
 生年月日 (電話)
 (法人にあっては、その名称、事務所所在地、
 代表者の氏名及び生年月日並びに電話番号)

次のとおり営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

浴場業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
公 衆 浴 場	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

注 届出に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、譲渡による公衆浴場営業承継に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>様式第2号</u>（第2条の2関係） 略</p> <p><u>様式第3号</u>（第2条の2関係） 略</p> <p><u>様式第4号</u>（第2条の2関係） 略</p> <p><u>様式第5号</u>（第3条関係） 略</p> <p><u>様式第6号</u>（第4条関係） 略</p>	<p><u>様式第3号</u>（第2条の2関係） 略</p> <p><u>様式第4号</u>（第2条の2関係） 略</p> <p><u>様式第5号</u>（第2条の2関係） 略</p> <p><u>様式第6号</u>（第3条関係） 略</p> <p><u>様式第7号</u>（第4条関係） 略</p>

（理容師法施行細則の一部改正）

第3条 理容師法施行細則（昭和33年佐賀県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（開設届、変更届等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出は、施行規則第21条の規定による場合は別記様式第22号、施行規則第22条の規定による場合は別記様式第23号、施行規則第22条の2の規定による場合は別記様式第24号によらなければならない。</p> <p>（検査確認済証）</p> <p>第18条 法第11条の2の規定による検査を行い、当該理容所の構造</p>	<p>（開設届、変更届等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出は、<u>施行規則第20条の2の規定による場合は別記様式第22号</u>、施行規則第21条の規定による場合は別記様式第23号、施行規則第22条の規定による場合は別記様式第24号、施行規則第22条の2の規定による場合は別記様式第25号によらなければならない。</p> <p>（検査確認済証）</p> <p>第18条 法第11条の2の規定による検査を行い、当該理容所の構造</p>

改正前	改正後										
<p>設備が法第12条の定めるところに適合すると認めるときは、検査確認済証（別記様式第25号）を交付する。</p>	<p>設備が法第12条の定めるところに適合すると認めるときは、検査確認済証（別記様式第26号）を交付する。</p>										
<p>別記様式第18号（第17条）</p>	<p>別記様式第18号（第17条）</p>										
<p>略</p>	<p>略</p>										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">次に掲げる規定に該当することの有無</td> </tr> <tr> <td>理容師法施行規則第19条第1項ただし書</td> <td>（有・無）</td> </tr> <tr> <td>理容師法施行規則第19条第2項ただし書</td> <td>（有・無）</td> </tr> <tr> <td>理容師法施行規則第19条第3項ただし書</td> <td>（有・無）</td> </tr> </table>	次に掲げる規定に該当することの有無		理容師法施行規則第19条第1項ただし書	（有・無）	理容師法施行規則第19条第2項ただし書	（有・無）	理容師法施行規則第19条第3項ただし書	（有・無）	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> </tr> </table>	名称	略
次に掲げる規定に該当することの有無											
理容師法施行規則第19条第1項ただし書	（有・無）										
理容師法施行規則第19条第2項ただし書	（有・無）										
理容師法施行規則第19条第3項ただし書	（有・無）										
名称	略										
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> </tr> </table>	名称	略	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略							
名称	略										
略											
<p>略</p>	<p>略</p>										
<p>添付書類</p>	<p>添付書類</p>										
<p>1～5 略</p>	<p>1～5 略</p>										
<p>6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p>											
<p>注 1 理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「管理理容師」、「構造及び設備の概要」、「従業者」、「同一の場所で美容所を開設している（する）場合」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</p>	<p>略</p>										
<p>2 理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中1の書類を、同条第2項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中3の書類を、同条第3項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中4の書類を、それぞれ省略することができる。</p>	<p>略</p>										
<p>略</p>	<p>略</p>										

様式第21号の次に次の1様式を加える。

譲渡による理容所営業承継届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所
 (ふりがな)
 氏 名
 生年月日 (電話)
 (法人にあつては、その名称、事務所所在地、
 代表者の氏名及び生年月日並びに電話番号)

次のとおり営業の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
譲渡年月日	年 月 日	
理 容 所	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

この様式に記載された個人情報、譲渡による理容所の営業承継に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>別記様式第22号</u>（第17条）</p> <p>略</p> <p><u>別記様式第23号</u>（第17条）</p> <p>略</p> <p><u>別記様式第24号</u>（第17条）</p> <p>略</p> <p><u>別記様式第25号</u>（第18条）</p> <p>略</p>	<p><u>別記様式第23号</u>（第17条）</p> <p>略</p> <p><u>別記様式第24号</u>（第17条）</p> <p>略</p> <p><u>別記様式第25号</u>（第17条）</p> <p>略</p> <p><u>別記様式第26号</u>（第18条）</p> <p>略</p>

（美容師法施行細則の一部改正）

第4条 美容師法施行細則（昭和33年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（開設届、変更届等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第12条の2第2項の規定による地位の承継の届出は、施行規則第21条の規定による場合は<u>別記様式第22号</u>、施行規則第22条の規定による場合は<u>別記様式第23号</u>、施行規則第22条の2の規定による場合は<u>別記様式第24号</u>によらなければならない。</p> <p>（検査確認済証）</p> <p>第18条 法第12条の規定による検査を行い、当該美容所の構造設備が法第13条の定めるところに適合すると認めるときは、検査確認済証（<u>別記様式第25号</u>）を交付する。</p>	<p>（開設届、変更届等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第12条の2第2項の規定による地位の承継の届出は、<u>施行規則第20条の2</u>の規定による場合は<u>別記様式第22号</u>、施行規則第21条の規定による場合は<u>別記様式第23号</u>、施行規則第22条の規定による場合は<u>別記様式第24号</u>、施行規則第22条の2の規定による場合は<u>別記様式第25号</u>によらなければならない。</p> <p>（検査確認済証）</p> <p>第18条 法第12条の規定による検査を行い、当該美容所の構造設備が法第13条の定めるところに適合すると認めるときは、検査確認済証（<u>別記様式第26号</u>）を交付する。</p>

改正前	改正後																				
<p>別記様式第18号（第17条）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="248 347 1122 595"> <tr> <td colspan="2">次に掲げる規定に該当することの有無</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書（有・無）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>美容師法施行規則第19条第2項ただし書（有・無）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>美容師法施行規則第19条第3項ただし書（有・無）</u></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～5 略</p> <p><u>6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>注 1 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、「管理美容師」、「構造及び設備の概要」、「従業者」、「同一の場所で理容所を開設している（する）場合」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中1の書類を、同条第2項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中3の書類を、同条第3項ただし書の規定に該当する場合は添付書類中4の書類を、それぞれ省略することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="248 1198 1122 1240"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	次に掲げる規定に該当することの有無		<u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書（有・無）</u>		<u>美容師法施行規則第19条第2項ただし書（有・無）</u>		<u>美容師法施行規則第19条第3項ただし書（有・無）</u>		名称	略	略		略		<p>別記様式第18号（第17条）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1173 347 2047 595"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～5 略</p> <table border="1" data-bbox="1173 1198 2047 1240"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	名称	略	略		略	
次に掲げる規定に該当することの有無																					
<u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書（有・無）</u>																					
<u>美容師法施行規則第19条第2項ただし書（有・無）</u>																					
<u>美容師法施行規則第19条第3項ただし書（有・無）</u>																					
名称	略																				
略																					
略																					
名称	略																				
略																					
略																					

様式第21号の次に次の1様式を加える。

譲渡による美容所営業承継届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所
 (ふりがな)
 氏 名
 生年月日 (電話)
 (法人にあっては、その名称、事務所所在地、
 代表者の氏名及び生年月日並びに電話番号)

次のとおり営業の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲渡年月日	年 月 日	
美 容 所	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

この様式に記載された個人情報、譲渡による美容所の営業承継に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別記様式第22号（第17条） 略	別記様式第23号（第17条） 略
別記様式第23号（第17条） 略	別記様式第24号（第17条） 略
別記様式第24号（第17条） 略	別記様式第25号（第17条） 略
別記様式第25号（第18条） 略	別記様式第26号（第18条） 略

（興行場法及び興行場に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 興行場法及び興行場に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（変更の届出等） 第3条 略 2 法第2条の2第2項の規定による届出は、相続による営業者の地位の承継の場合にあっては相続による興行場営業承継届（様式第4号）により、合併による営業者の地位の承継の場合にあっては合併による興行場営業承継届（様式第5号）により、分割による営業者の地位の承継の場合にあっては分割による興行場営業承継届（様式第6号）により行わなければならない。	（変更の届出等） 第3条 略 2 法第2条の2第2項の規定による届出は、 <u>譲渡による営業者の地位の承継の場合にあっては譲渡による興行場営業承継届（様式第4号）により</u> 、相続による営業者の地位の承継の場合にあっては相続による興行場営業承継届（様式第5号）により、合併による営業者の地位の承継の場合にあっては合併による興行場営業承継届（様式第6号）により、分割による営業者の地位の承継の場合にあっては分割による興行場営業承継届（ <u>様式第7号</u> ）により行わなければならない。
様式第1号（第2条関係） 略	様式第1号（第2条関係） 略

改正前	改正後
<p><u>興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該営業を譲り受けた者であって、注1に該当することの有無（有・無）</u></p> <p>管理者の氏名</p> <p>略</p>	<p>管理者の氏名</p> <p>略</p>
<p>添付書類</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該営業を譲り受けた者であって、注1に該当し記載事項を省略する場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>注 1 <u>興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該営業を譲り受けた者は、「入場者定員」、「喫煙所の面積」、「便所の構造設備」、「工事着工年月日」、「工事完成（予定）年月日」のうち変更のない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>2 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>添付書類</p> <p>1～5 略</p> <p>注</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p>

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

譲渡による興行場営業承継届

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (電話)

(法人にあっては、その名称、事務所所在地、
代表者の氏名及び生年月日並びに電話番号)

次のとおり営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により
届け出ます。

営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
興 行 場	名 称	
	所 在 地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

注 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、譲渡による興行場営業承継に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>様式第4号</u>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p><u>様式第5号</u>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p><u>様式第6号</u>（第3条関係）</p> <p>略</p>	<p><u>様式第5号</u>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p><u>様式第6号</u>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p><u>様式第7号</u>（第3条関係）</p> <p>略</p>

（佐賀県食品衛生法施行細則の一部改正）

第6条 佐賀県食品衛生法施行細則（平成12年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（許可の申請）</p> <p>第5条 法第55条第1項の規定により、営業の許可を受けようとする者は、別に定める様式の申請書にその施設の案内図又は地図その他知事が必要と認める書類及び所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。<u>ただし、同項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）から当該営業を譲り受けた者が当該申請書を提出する場合であって、その施設の案内図又は地図に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第5条 法第55条第1項の規定により、営業の許可を受けようとする者は、別に定める様式の申請書にその施設の案内図又は地図その他知事が必要と認める書類及び所定の手数料を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第7条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成16年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規</p> <p>定により食鳥処理業者の地位を <u>相続</u> <u>合併</u> <u>分割</u> により承継したので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1～3 略</p> <p>注 1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規</p> <p>定により食鳥処理業者の地位を <u>譲渡</u> <u>相続</u> <u>合併</u> <u>分割</u> により承継したので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1～3 略</p> <p>注 1 略</p> <p>(1) <u>譲渡の場合にあっては、譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則による改正後の旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則第2条の2に規定する様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。次条において同じ。）を譲り受けた者に係る手続について使用し、この規則の施行日前に当該旅館業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。

第3条 この規則による改正後の旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則第6条に規定する様式は、この規則の施行日以後に旅館業の施設に宿泊（旅館業法第2条第5項に規定する宿泊をいう。以下この条において同じ。）を開始した者について使用し、この規則の施行日前に旅館業の施設に宿泊した者については、なお従前の例による。

(公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則による改正後の公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則に規定する様式は、この規則の施行日以後に公衆浴場

法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る手続について使用し、この規則の施行日前に当該浴場業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。

（理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この規則による改正後の理容師法施行細則に規定する様式は、この規則の施行日以後に営業を譲り受けた者に係る手続について使用し、この規則の施行日前に当該営業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。

（美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この規則による改正後の美容師法施行細則に規定する様式は、この規則の施行日以後に営業を譲り受けた者に係る手続について使用し、この規則の施行日前に当該営業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。

（興行場法及び興行場に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第7条 この規則による改正後の興行場法及び興行場に関する条例施行規則に規定する様式は、この規則の施行日以後に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る手続について使用し、この規則の施行日前に当該営業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。

（佐賀県食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第8条 この規則による改正後の佐賀県食品衛生法施行細則第5条の規定は、この細則の施行日以後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第7項に規定する営業（同法第68条第3項に規定する場合を含む。）に係る手続について適用し、この規則の施行日前に当該営業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第9条 この規則による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に規定する様式は、この規則の施行日以後に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を譲り受けた者に係る手続について使用し、この規則の施行日前に当該事業を譲り受けた者に係る手続については、なお従前の例による。